畜産経営 の安定に関する法律の一 部改 正

第

定義

「加工原料乳」とは、 指定乳製品その 他政令で定める乳製品の原料である生乳であって、 農林水産

省令で定める規格に適合するものをいうこととすること。

(\_\_)

「対象事業」

とは、

生乳受託販売若しくは生乳買取販売

の事業

( 以 下

「 第 一

号対象事業」

という。

自ら生産 し た生乳 の乳業者 に対する販売の事業又は自 1ら生産 した生乳  $\mathcal{O}$ 加 工及び当該加工に係る

乳製品  $\mathcal{O}$ 販 売 0 事業を 7 **!** 対象事 業者」 とは、 対象事業 業を行う事業者をいうこととすること。

(第二条関係)

加工 原料乳についての生産者補給交付金等の交付

(-)独立行 政法人農畜産業振興機 構 ( 以 下 「機構」 という。) は、 対象事業者に対し、 生産者補給交付

金又は生産者補給金 ( 以 下 「生産者補給交付金等」という。)を交付することができることとするこ

(第四条関係)

<u>ک</u> 。

(\_\_) 生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、 生乳又は特定乳製品 0 販 売に関する計

画 ( 以 下 年 蕳 |販売計 画 という。 を作成して農林水産大臣 に 提出 L なけ れ ば ならないこととし、

農林 水 産 大 臣 は、 当該 年 間 販売 計 画 が `農林· :水産省 令で定め る基 準 に適合するも  $\mathcal{O}$ であ ると認 8 るとき

は、 当該対 象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳 0 数量の 最 高 限 度を通 知す

るものとすること。

(第五条関係)

(三) 農林・ 水産大臣又は 都道 府県知事は、 対象事業者が 取り扱った生乳の数量 のうち、 生産者補 給交付 金

等に係る

る

加

工

一原料乳

の数

量を認定

して機構

に通

知するものとし、

機構

は

当

該

通

知

に係る数量

に生

産

者 補 給 金  $\mathcal{O}$ 単 価を乗じて得た額 を、 生産者補 給交付金等として、 交付するものとすること。

(第七条関係)

生産者補給金 の単価は、 農林水産大臣が、 生産条件、 需給事情及び経済事情を考慮し、 生産される

(四)

生 乳  $\mathcal{O}$ 相当部分が 加 工 原料乳であると認められ る地域における生乳の再生産を確保することを旨とし

て定めるものとすること。

(第八条関係)

(五) 第一 号対象事業を行う対象事業者は、 当該対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳 買取 販売

に係る売渡しをした者に対し、 生産者補給金を交付しなければならないこととすること。

(第九条関係)

## 三 集送乳調整金の交付

都道府県知事又は農林水産大臣は、 定款等において、 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に

係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な

理由がある場合を除き、 年間販売計画に記載された地域内で生産される生乳についての生乳受託 販売

に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出 を拒んではならない旨が定められていること、 業務

る経費の算定の方法等が農林水産省令で定める基準

に従い定められてい

るこ

と等の要件に該当する第一 号対象事業を行う対象事業者を、 指定事業者として指定することができる

こととすること。

規 程

にお

1

て集送乳

に係

(第十条関係)

(\_\_) 都道府県知事又は農林水産大臣は、 指定事業者が一の要件に該当しないこととなったとき、 指定

解除  $\mathcal{O}$ 申 出 (指定生乳生産者団体 (指定事業者 のうち生乳生産者団体であるものをいう。 に あって

は、 総会の議決を経てされたものに限る。 があったとき等の場合には、 指定を解除 しなければなら

ないこととするとともに、正当な理由なくその指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受

託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡 l の申出を拒 んだとき等の場合には、 指定を解除 する

ことができることとすること。

(第十三条関係)

(三) 機構は、 指定事業者に対し、二三の数量に集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、 集送乳 調整金と

して、交付するものとすること。

(第十四条及び第十五条第一項関係)

(四) 集送乳調整金の単価 は、 農林水産大臣が、 指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に

集送乳が行わ れる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとすること。

(第十五条第二項関係)

指定乳製品の価格の安定に関する措置

兀

(-)機構は、 国際約束による数量の指定乳製品等を輸入するものとするとともに、 指定乳製品等の価格

が 著しく騰貴していると認められる等の場合には、 農林水産大臣の承認を受けて、 指定乳製品等を輸

入することができることとすること。

(第十七条関係)

(\_\_\_) 指定乳製品等を輸入する者は、 指定乳製品等を機構に売り渡さなければならないこととし、 機構は

当該者に当該指定乳製品等を売り戻さなければならないこととすること。

(第十八条及び第二十条関係)

(三) 機構は、 指定乳製品 の価格が著しく騰貴していると認められる等の場合には、 その保管する指定乳

製品等を売り渡すことができることとすること。

(第二十三条及び第二十四条関係)

五 その他

(-)農林水産大臣は、 対象事業者に対し、 酪農経営の安定を図る観点から、 必要な指導及び助言を行う

ことができることとすること。

(第二十八条関係)

(\_\_) 農林水産大臣又は都道府県知事は、 加工原料乳又は特定乳製品の生産者等に対し、 必要な事項に関

し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事業場に立ち入り、 必要な物件を検査させることがで

きることとすること。

(第二十九条第二項関係)

(三) この法律における所要の罰則を整備すること。

(第三十一条から第三十四条まで関係)

一機構の業務の範囲

第二

独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

機構の業務として、第一の二から四までの業務を追加する等の整備を行うこと。 (第十条関係)

二 区分経理

第一の二から四までの業務について、 経理を区分し、 勘定を設けて整理しなければならないこととす

ること。

(第十二条関係)

第三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号)は、廃止すること。

(附則第二条関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第三条から第十八条まで関係)